

## 雨降らば降れ・風吹かば吹け

12月号

◎人間の尊厳を守るために

不退転の闘いを構築しよう

◎差別糾弾闘争を基軸にし

部落の完全解放を勝ち取ろう

けい

きよう



発行 部落解放愛する会茨城県連合会

〒304-0001 茨城県下妻市平方318番地

TEL 0296-30-0700 FAX 30-0701

ai-jinken@themis.ocn.ne.jp

頒布 200円(送料込み)

部落解放愛する会茨城県連合会茨城版

第213号(毎月1回15日発行)

崩壊した人権擁護行政を早急に再構築しなければ  
ならない!! 回答すらできない人権擁護局!!

過日、一月二六日に常総市地域交流センターを会場として、第一八回全市町村行政・教育関係及び社会福祉協議会管理職の方々を対象として部落差別(同和問題)の早期解決に向けた研修会を開催いたしました。

この研修会に参加していただいた皆様方の協力を得て、アンケートを取らせていただきましたので、その結果を報告いたします。

前回の研修会の際には「差別されてはならない」という文言に関して「問題あると思うか思わないか」との問いに白紙だった人が一五人いました。無関心ということでしょう。今回は、どちらかに必ず意思表示をするようにお願いしたのですが、やはり無関心(白紙)の人が一六人いました。非常に残念でなりません。一体何を考えているのでしょうか。本人に直接尋ねてみたいものです。こういう人は人権侵害をしたとしても一向に気にすること

なく、指摘されたとしてもどこ吹く風という態度でいることでしょう。逆に自分自身が嫌なことをされたりすると激怒する、そのような人ではないかと思ったりしますね。(分からない)が二人、(矛盾しているとは思わない)が三人もいました。このうちの理由を書いてくれた方々に対して、愛する会としての意見を述べさせていただきます。また、九六%の方々は、(矛盾している)と回答されていました。

前月号にも記載しましたが、分かり易くするために今月号にもアンケートの内容を記載します。

## アンケート

2022年9月29日付け水戸地方事務局人権擁護課からの回答に関する【人権侵犯】にかかわる件について

①「質問」 法務省における人権侵犯の対象は、どのような状態を言うのか。

「回答」 特定の者に対する人権の侵害行為、

すなわち、基本的人権に関わる法令・判例に照らして違法かつ有責任のある人権侵害行為を人権侵犯であると考えています。私人間においては、民法、刑法その他の人権に関わる法令の規定に照らして違法とされる侵害行為が該当することになります。したがって、これら以外は、人権侵犯に該当しないことになります。

②「質問」 人権侵犯被害申告シートの記載のみで、人権侵犯はないとどうして判断したのか。

「回答」 当機関は、提出いただいた人権侵犯被害申告シートと金子様が本年8月9日に当局下妻支局で相談された内容から、相手方の金子様への対応が、上記①にいう違法とされる侵害行為に当たらないと判断したため、調査を開始しなかったものです。

③人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。

(人権擁護局発行人権啓発冊子から)

④人として尊厳を無視した不快感を与える言動は人権侵害となります。

(公財)人権教育啓発推進センター発行人  
権啓発冊子から)

## アンケート

(1)上記①②の内容と、③④の文言を比較してどちらかに○印をつけて下さい。

① 矛盾すると思う

② 矛盾するとは思わない

(2)⑥と答えた方に、その理由を教えてください。(※印は回答者の意見です。)

※(分かります)と要約すると③④のような事とはなるが、根拠となる法律が基本となるべきだから。どのようなことにも法が根拠とされている場合要約して分かり易くすると多少の違いは生じる。差別は許されない事です。差別のない社会を望みます。)

## 『愛する会の意見』

(①②を要約しても③④にはなりません。確かに根拠となる法律は、必要不可欠であるが日本国には、名誉毀損、侮辱罪、パワハラ防止法、差別解消三法(理念法)等、人権に関わる法律が幾つか存在します。しかし差別行為そのものを罰する法律は存在しません。従って、すべての差別(人権侵害)事件が法律で裁かれるとは

限らないのです。このことから、①②を要約しても③④で多少の違いが生ずるといふことにはならないと考えます。)

例えば、(あの地域は部落(同和地区)だから、あそこの人とは関わらない方がいいよと発言したとします。現実には部落差別であり同和地区関係者に対する人権侵害になります。しかしこの場合人権に関する法律違反とはならないので、人権擁護局の回答から人権侵害(人権侵犯)ではないと断定することになるはずですが。

このことから矛盾していると言えるのではないのでしょうか。

※(全ての事が法で裁かれるわけではないと思う)

## 『愛する会の意見』

その通りです。全ての事が法で裁かれるわけではありません。だからこそ、「③の調査する事が必要であり、④の尊厳を無視した不快感を与える言動が人権侵害となる。」このことが違法にも増して重要であるはずですが。このことから矛盾していると言えるのではないのでしょうか。

※(①は人権侵犯、③は人権侵犯事件、④は人権侵害の定義づけをしており、それぞれ別

の言葉であるので、矛盾しているとは思わない)

## 『愛する会の意見』

人権侵犯も人権侵犯事件も同じことであり単に事件(もめ事・出来事)を付しただけであって、そもそも侵犯が(もめ事・出来事)と言う事も含んでおり事件という単語があるとかないとかは関係ないと考えます。又人権侵害の定義づけとありますが人権擁護局では違法(裁判所で決した事件)ということになります。④は違法とは関係なく不快感を与える行為そのものを定義づけているわけですから矛盾するとは言えるのではないのでしょうか。

※(私の理解が間違っていたら申し訳ございませんが、実体法と手続法という概念があり、実体法において違法となるかどうかという点では①②と③④は同じと捉えられたら判断が異なっているものと思われそうです。)

## 『愛する会の意見』

実体法とは、争う両者が存在し、民法や刑法によって法の判断に委ねる事であると考えます。確かに①②は違法とありますから、法の判断に委ねる事になります

すが、③④は、法とは一切関係ない事です。まったく次元が違うと考えます。従って矛盾していると言えるのではないのでしょうか。

※(法令等における人権侵犯に該当するか否かは、法令等に照らし、人権が侵害された疑いのある事件や人として尊厳を無視した不快感を与える言動等が違法とされる侵害行為に該当するの否かの事と解したため侵犯と解する事件は、違法となる侵害をいうものであることの内容となつてゐるものと読みました。当該アンケートは、(2)に①と答えたときの理由記入がありません。)

## 『愛する会の意見』

何を言いたいかさっぱり分かりません。理解力が足りなく申し訳ありません。なを、①と答えたときの理由記入がないとの事です。愛する会としては、②が当然の考え方であると確信しているのに、賛同されている方々の意見は必要ないと考えていますので記入欄を設けませんでした。

※(個人的な考えになりますが、①)

④は別の事を説明しているように感じます。順序性としては、④↓③↓②↓①となると思います。ですので⑥を選びました。」

### 『愛する会の意見』

(色々な感じ方がありますね。十分説明するよう以後気をつけます。)

※(現行法の解釈では①②のようになり、しかし、それだけでは人権を守っていないので③④の文言が必要になるという事ではないでしょうか。)

(a)⑥どちらにも○印が付してありました。)

### 『愛する会の意見』

(やはり質問の仕方が良くなかったようです。以後気をつけます。)

※(a)と判断する事情が良く分かりませんでした。)

### 『愛する会の意見』

(書面だけでは分からないと考え十分説明したつもりですが、以後気をつけます。)

### ※(矛盾していないから)

### 『愛する会の意見』

(具体的な意見がほしかったです。こ

れでは理由になりません。)

※(法令の規定に照らして総合的に法務局側が判断された事だから。また別の意見になりますが、立場ある方(書記長)が公の場で「てめー」「このやろう」「ばかやろう」等の発言は、それこそ人権侵害にあたると感じました。聞いていた方は不快に感じました。)

### 『愛する会の意見』

(①②③はすべて法務局(人権擁護局)の判断であります。だからこそ①②と③は同じ内容でなければならぬはずですが、どう考えてみても①②と③が同じ判断であるとは思えませんね。)

その通りですね。書記長でなくても誰の言葉でも「てめー」「このやろう」「ばか

やろう」等と発言する事は許されないし、

人権侵害(人権侵犯)であると訴えています。「聞く側は不快に感じます。」「私自

身も他人に言われれば不快に感じますし、貴方と同じように人権侵害にあたる

と断言します。私としては、研修会の会

場で発言したのは、分かり易く表現するためであって、参加者の方々に感じ取ってもらえればと考えて、あえて不快に感じる表現をしました。

愛する会では、侮蔑も差別も馬鹿にする事等、不快に思わせる事は人権侵害(人権侵犯)であると言う事を訴えています。しかし、人権擁護局の回答を見ると、違法でない表現等は、どんなに侮蔑しても差別しても馬鹿にしても人権侵害にならないと断定しているのです。だからこそ許されない矛盾である事が理解してもらえればと考えています。)

様々なご意見大変ありがとうございます。今後の研修会さらに部落解放運動に活かしていきたいと考えています。

### Ⅱ 無視され続けている

#### 公開質問書Ⅱ

解愛発032号

2022年10月17日

水戸地方裁判所 人権擁護課宛

#### 公開質問書兼確認書

今般、水戸地方裁判所人権擁護課から、私宛に令和4年9月29日付けにて文書が届きましたが、全体的に人権侵害とは、人権に関する法律で違法とされた行為が人権侵害であって人権侵犯となるということが分かりました。

このことから逆のことを言えば、どん

なに侮蔑しようが差別しようが、また、された側がどれほど不快に感じようが、許せないと感じようが、法律で違法とならない限り、人権侵害にはあたらないということであると理解しました。従って、法律により違法とされた人権侵害行為を、人権侵犯処理規程なるもので取り組むものであるということが分かりました。ということは、人権侵犯処理規程そのものが必要ないと考えます。

### (質問事項)

1、私は、法律で罰するまでもない。あるいは、裁判までする必要がないことに関して、人権侵犯処理規程なるものが重要であると考えていましたが、貴課からの通知の内容によれば法律で違法とされた行為が人権侵害であることから、法律で処罰するわけであり人権侵犯処理規程など必要ないと考えますが、どうして人権侵犯処理規程なるものが存在するのでしょうか。

2、私は、今回の(公財)人権教育啓発推進センターの小笠原課長の接遇は、正しく社会的身分(地位)に対する差別行為であると感じ非常に不快な思いをしているわけですが、この小笠原課長の接遇が問題ないということから、私とすれば今後どういう行動

を起こせば良いのでしょうか。

3、「有責性のある」人権侵害行為とは、どのようなことなのでしょうか。具体的に教えてください。

4、①私自身人権に関する講師をつとめていますので、今後、どんなに侮蔑しようが、差別しようが、差別接遇しようが、裁判で違法の判決が出されない限り、人権侵害にはあたらないので、人権擁護局に相談しても取り上げてはもらえない旨を講演の中に織り込んでまいりますので、間違いがあれば御指導願います。

②私としては、侮蔑、差別、差別接遇等すべてが人権侵害であると考えていますので、例えば人権擁護局が人権侵害にはあたらないと言っても、絶対してはならないと講話しますが、問題はあります。

5、日本国憲法第14条①には、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的、又は社会的関係において差別されない。」と規定されていますが、私は、今回の件は差別であると思いますが、差別されないとは具体的にどういうことなのでしょう。

6、人権侵犯事件調査処理規程第2条に、

「事件の調査及び処理は、「人権侵犯の疑いのある事案について」関係者に対する援助・・・。」と規定されています。いったいこのどの部分に、「違法とされる人権侵害行為」という文言が存在するのでしょうか。

7、そもそも違法であるかないかは裁判で判断することであると考えますが、人権擁護課には判断する権限が与えられているのでしょうか。

8、今回の私からの訴えの件に関して、何を根拠に「人権侵犯の疑いすらない」と判断しているのでしょうか。このことに関しては一切触れていませんが明らかにしていただきたい。（そもそも違法と疑いは、まったく違います。）

9、人権侵犯処理規程第4条には、「必要な情報の収集に努めなければならない」と規定されていますが、相手に聞き取ることもしない行為は、情報の収集に努めていることになるのでしょうか。

10、地方公務員法第13条及び国家公務員法第27条には、「すべて国民は、  
・ 社会的身分若しくは門地によって、  
・ 政治的意見若しくは政治的  
所属関係によって（差別されてはならな

い。）と規定されていますが、差別されてはならないためには、どうすれば良いのでしょうか。教えてください。

11、啓発冊子の「人権ポケット」には、人としての尊厳を無視した不快感を与える言動は人権侵害となります。と書かれています。このことは、違法な行為となるのでしょうか。

12、啓発冊子の「人権の擁護」には、「人権が侵害された疑いのある事件を人権侵犯事件と呼んでいます。」と書かれています。このことは、違法な行為となるのでしょうか。

13、被害が生じておらず、生ずるおそれがないと断言していますが、私は精神的に不快を生じているし未だに解決していないので、今後どのようなことが生じるか分かりませんが、このような状態であってもこのことは被害に当たらないとし、生ずるおそれもないということでしょうか。

※2022年10月末頃までに文書で回答願います。なを、そちらからの通知には、「本件についての対応はこれ以上できかねますので御了承下さい。」とありますが、納得するまで了承はできませんの

でご理解の程よろしく願います。

（公財）人権教育啓発推進センターから（お詫び）とする謝罪文が届きましたので報告します。

お詫び

公益財団法人人権教育啓発推進センター

事務局長 上杉憲章

この度は当センター職員が金子利夫書記長に対し、大変失礼な対応をいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

本年8月1日に貴会の金子利夫書記長から、当センター発行の「人権ア・ラ・カルト」の一部表記について御指摘をいただきました。5年前にも同様の御指摘があり、表記を改めしたところ、総務課長の小笠原はそのことを確認せず、当該箇所について「国語の先生ではないのでわからない」と発言するなど大変失礼な態度をとってしまいました。また、その後の金子利夫書記長に対する不適切な対応、他の職員につきましても、金子利夫書記長のお電話を途中で切るなど、不適切な対応がございました。これも事務局長である私の指導の拙さによるものと痛感いたしました。今後このようなことのないよう改善に努めてまいりますので、ご意見を頂戴いたします。

今回の件に関しましては、ご寛恕くださいますよう、何とぞよろしくお願い申し上げます。